

民官と部民制

―石神遺跡出土の木簡に接して―

森 公章

はじめに

考古学的発掘調査によって地中から出土する新しい文字資料である出土文字資料は、特に他の文献史料に乏しい時代や地域・事象などの歴史を解明するのに資することが期待される。その中心的存在となる木簡は、『全国木簡出土遺跡・報告書綜覧』（木簡学会、二〇〇四年）によると、約三一万点の出土数が推算される。近年増加が著しい分野の一つは、藤原京跡左京七条一坊西南坪の一三四八〇点、飛鳥池遺跡の七九〇〇点弱、石神遺跡の数千点など、大宝令施行前後や七世紀のものであり、首都飛鳥の中枢部にあたる飛鳥京跡や飛鳥京跡苑池遺構でも多くの木簡が検出されている。その他、地方官衙遺跡においても、七世紀の木簡出土例は増えている。^①

飛鳥・藤原地域ではまた都城としての飛鳥や藤原宮・京の様相の解明が進み、七世紀史の舞台の姿が具体的に^②なってきた。七世紀は飛鳥時代および藤原京時代ということになるが、古代国家の一つの完成形態である律令国家が確立を見る重要な時期にあたる。律令体制の成立過程を考えるための文献史料としては『日本書紀』が殆ど唯一のもので、「大化

改新」の評価を始め、多くの課題が残されているのは周知のところである。^③但し、『日本書紀』は二次的な編纂史料であるという制約が存し、また諸制度の詳細や運営の実態、あるいは社会の動向や地方の様相などを知る手がかりには乏しいという点も否めない。

近年出土の七世紀の木簡の中で、二〇〇二・三年度の奈良県高市郡明日香村石神遺跡第一五・一六次調査において検出された木簡群は、一点だけ乙丑年（天智四＝六六五）の年紀を有するものを含むが、その他は天武・持統朝頃のもので、正に律令国家確立期の様相を窺う材料と見ることが^④できる。この木簡群は石神遺跡が斉明朝の迎賓館の様相（A期）から官衙の様相を呈する時期（B期）に関わるものということになり、この時期の遺構に関しては、雷丘付近に存した忍壁皇子宮に近接する民官の関連施設（『書紀』朱鳥元年七月戊申条、『万葉集』卷三―二三五）との関連も想定され、後述のように、今回検出の木簡群もその点を示唆しているように思われる。とすると、律令体制確立過程での官司運営の様子が判明する稀有の史料ということになり、上述のような史料的制約を乗り越え得る考察材料が呈される可能性を開くものとして大いに注目されるところである。

私は先に郡家の機構の由来を探って、評制下、あるいは国造制下の様相を推定しようと試みたが、時あたかも部民制の全廢（『書紀』天武四年二月己丑条）から律令官人・官司制の確立に向かう段階であり、石神遺跡出土木簡を検討することで、それ以前の部民制下のあり方を考える手がかりが得られるのではないかと期待される。そこで、小稿では律令国家成立以前の国家機構のしくみがどのような形で律令体制に変換されていくのかという視点から、本木簡群の分析を行い、部民制的収取などヤマト王権の様相を説明する糸口を見出したいと思う。

一 石神遺跡出土木簡の概要

石神遺跡は飛鳥寺の北西に存し、斉明朝に蝦夷などを饗宴する迎賓施設として整備されたものである。この石神遺跡を含む飛鳥寺の西の広場の国家的位置づけについては既に優れた研究も呈されているので、それに譲ることにしたいが、「はじめに」でも触れたように、今回の木簡はその後の天武・持統朝の時期、即ち飛鳥浄御原宮の時代に関わるものということになる。飛鳥浄御原宮は飛鳥寺の南の飛鳥京跡Ⅲ—B期の遺構に比定され、飛鳥川右岸（東岸）の狭小な地に存し、官司や王族・中央豪族の集合・集住の空間はまだ確立しておらず、諸施設の分散という飛鳥諸宮の伝統を抜けきらない段階にあったと評される所以である。

石神遺跡第一五・一六次調査は石神遺跡本体の北側、即ち建物区画の外側部分で行われたものであり、本体区画施設の北方で溝・土坑・池状遺構などを検出し、それらから数千点と推計される木簡が出土した次第

である。木簡の年紀は、上述の乙丑年（天智四〇六六五）の一点を除くと、乙亥歳（天武四〇六七五）と壬辰年（持統六〇六九二）となり、天武十年前後のものを中心にして、持統朝の半ば、藤原宮・京への遷都以前の時期、つまり正しく飛鳥浄御原宮時代の当地の様子を知り得る史料群と位置づけることができる。なお、木簡が出土した溝や土坑は錯綜した状態にあり、伴出遺物によつて比定される時期区分と年紀のある木簡の検出状況は必ずしも一致していいと言えるので、個々の遺構の時期比定にあまり拘泥することなく、木簡群全体として天武朝から持統朝前半頃のものとしてとらえることにしたい。

石神遺跡出土木簡の内容分類を行うと、狭義の文書（「前白」形式や「奉」・「上」の文字のあるもの）、記録・帳簿などの広義の文書、荷札木簡と整理用の付札木簡、持統三年のものとして推定される具注曆簡（元嘉曆の曆注が知られる唯一の史料）や習書・その他と、各種のバラエティに富む木簡が含まれていることがわかる。狭義の文書木簡は大宝令制の公式令成立以前のものであるから、「前白」形式を除いて、文書様式が判明するものは少ないが、「奉」・「上」などの語から考えて、凡その機能を推測することができる。

遺跡の性格を説明する上で最も有益な文書木簡の中では、まず次のような通行関係のものが存することが注目される。

- a [道カ]
 - 勢岐官前□ (飛17-6号)
 - 代□ (122)・(30)・6 081
- b・御垣守□ (飛17-144号)

・□□□ (77)・34・4 081

c・九月生十

・御垣守 □□□ (飛17-146号)
□□□ (67)・(13)・2 081

今回の木簡出土地点は石神遺跡本体の区画施設の北側にあたり、直ちに遺跡の性格と結びつくものか否かについては、いくつかの考察が必要である。aの「道勢岐官」は「道」を守護する役職、b・cの「御垣守」は垣根で区画された施設を守護する存在と考えられる。本木簡群と同様に区画施設の外側で検出された藤原宮跡北面中門付近のSD一四五出土木簡には、「御門方大夫前白上毛野殿被賜」という記載を有するものがあり、『藤原宮木簡』一一九号)、門を警備する人物が「大夫」と称されていたことを窺わせる。本木簡群中にも「□□〔夫カ〕前□□」(飛17-32号)、「大夫等前謹啓」(飛18-169号)などの記載を含むものが存し、やはり門などの通行に関わる木簡ではないかと考えられよう。

また藤原宮木簡には「符処々塞職等受」と記された木簡もあり、『藤原宮木簡』一一二二号)、aの「勢岐官」と同じく、関を管理する「塞職」という役職が存したことが知られる。ちなみに、aの「道勢岐官」は特定の「道」を守護するものと見れば、石神遺跡の北方に想定される飛鳥地域の幹線道路の一つである阿倍山田道との関係が想起され、当該地が狭義の飛鳥の入口にあたることを考慮すると、「関」のような通交をチェックする機関が設置されていたことを示すものかもしれない。

このような石神遺跡北側の守衛に関連しては、次の木簡にも留意した

い。

d〔下番カ〕〔十八日カ〕

□□□□ □□□□ (飛17-1号)

・物ア稻手 (147)・(17)・4 051

e〔下番カ〕

□□□□ □□□□ (飛14-46号)

・〔茜カ〕

□□□□ □□□□ (170)・(9)・4 081

f〔十四日カ〕

・癸未年九月□□□□

〔鳥カ〕

・四人 矢爪ア□□□□ (飛17-101号)

g・日佐連二 守君□□□□ (96)・(11)・4 081

主寸三 菌人四 下毛野

大多君二 者多□□□□ 下毛□□□□

・上球五 近水海四 伊□□□□ (飛17-37号)

海ア□□□□ 但波□□□□

〔西可カ〕 (120)・37・2 019

d・eの「下番」は交替で当番につく勤務形態の者の存在を示しており、b・cの「御垣守」木簡に関連して、門の警備者の活動が思い浮かぶ。cは「御垣守」の下に「日下」などの人名が記されており、門の警備者の名前を登録したもの、あるいは平城宮・京木簡に見える食料支給のための歴史を書いたものと解することができる。fも同様の内容か、ある

いは守衛の交替に際して作成されたものと考えることが可能であり、gの数字の意味は不明であるが、これも門の警備者の名前と推定できよう。では、こうした区画施設外の様相に関連する木簡に対して、区画施設内の様子を窺わせるものは如何であろうか。

h [書カ] [奉カ] (飛17-42号)

三野五十上□大夫馬草四荷□ 179・19・3 011

i・□價上人 三野国 (飛17-47号)

・古麻呂赤奈佐馬 (118)・34・3 011

j [物カ]

・□此于□□ア []

・□不上者 五十戸造名記 (飛17-6号)

日々吉治上賜 (181)・35・5 019

k・委之取五十戸仕丁傳物□□

[建建] [三カ]

二斗三中神井弥 [] □斗

・[銀銀釜]□重子□小子□□ (飛17-16号)

建建 □建 1 197・40・2 011

l・鮎川五十戸丸子ア多加

□鳥連淡佐充千食同五□□三枝ア□

[大カ] [十戸カ]

・□□ア [] □□ (飛17-43号)

□ア白干食大野五十戸委文ア代□ (185)・(28)・5 081

hについて、二〇〇三年十二月六日第二十五回木簡学会研究集会における市大樹氏の報告「石神遺跡第一五次調査出土の木簡」(以下、市報

告と略称)では、「五十上」は「五十長」と同義で、五十人の集団の統率者を示すと解されており(石神遺跡第一六次調査出土の墨書土器にも「五十上」と記したものがあるといふ)、後述のk・lや荷札木簡との関係から、「三野国から出仕した仕丁五〇人の統率者である書大夫に対して、馬草を奉ることを述べている(もしくは命じている)」と考えられる。平城宮木簡のなかに、仕丁が国別に把握されていたことを示す事例があり(『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七など)、仕丁の編成を窺う参考になろう。」と説明されている。『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一七に掲載された写真を見ると、「馬草」以下は墨の色が若干異なるように観察され、また文字の中心線との関係からも、そこに区切れを見出すことができる。つまり「三野五十上書大夫」が一連の語句であり、市報告の解釈を参考にすれば、この人物が(もしくはこの人物宛てに)馬草四荷を運んできて、門などを通過した際に、通行手形としての役割を有するこの木簡が不要になり、廃棄されたということが考えられよう。iの「□價上人」と「三野国」の間には、写真によると若干の間隔があり、ここに語句の切れ目が存し、hと同様の機能を果たす木簡と推定される。

hの「五十上」に窺われる五十人単位の集団との関連では、jにも注目されよう。jの内容も正確には把握し難いが、裏面末尾は「上(のぼ)らざる(上(たてま)つらざる)者」は五十戸造の名を記し、日々よく治め上せ(上つり)賜へ」とでも訓み、何らかの人または物の上番・進上を求め、その責務を五十戸造に負わせるという趣旨ではないかと思われる。五十戸造は後代の里長に相当するもので、「五十戸」の責任者

であった。本木簡群中にも、

・乙丑年十二月三野国ム下評

・大山五十戸造ム下ア知ツ

(飛17-34号)

□人田ア児安

[従カ]

152・29・4 032

と、上述の乙丑年銘木簡に五十戸造からの貢進物(米か)進上の木簡が存しており、部民制的収取を引き継ぐ「五十戸」の徴税単位としての性格を示している。¹³⁾

こうした「五十戸」を単位とする上番・進上と言え、『書紀』大化二年正月甲子朔条の改新詔第四条の副文(凡条)に、「凡仕丁者、改^レ旧每^レ卅戸一人^ト以^レ一人充^レ廩也」而每^レ五十戸一人^ト以^レ一人充^レ廩^ト、以充^レ諸司。以^レ五十戸充^レ仕丁一人之^レ糧。一戸庸布一丈二尺、庸米五斗」、あるいは同年八月癸酉条(品部廃止の詔I)に「凡調賦者、可^レ収^レ男身之調。凡仕丁者、每^レ五十戸一人」とある仕丁の京上が注意される。仕丁については次章で詳述したいが、kには「仕丁」の語が見え、1の「干食」は法隆寺釈迦三尊像光背銘の「干食王后」(膳夫人のこと)の用例から「カシハデ」と訓むべきものとされ、廩丁を示している。市報告では飛鳥京跡苑池遺構出土木簡の「干官」、「干口」(官カ)、『木簡研究』二五号—四六頁)をともにカシハデノツカサと解すべきことが指摘されている。とすると、jの「干口」は「干食」であり、その下に物部某という人名が記されていると読解することができないだろうか。この解釈では、jは例えば逃亡した廩丁の交替者の派遣を五十戸造に命じた文書木簡の断片と推定されることになる。

kは参河国碧海郡驚取郷の仕丁「俵物」の納入ないしは納入物の分配を示すものと考えられ、「仕丁」の文字が明確に確認できる木簡であるとともに、仕丁と出身「五十戸」との緊密な関係を示すものである。1は後述の荷札木簡には上掲の乙丑年銘木簡を始めとして、美濃関係のものが多いことから見て、奈文研紀要では鮎川五十戸は美濃国不破郡藍川郷、大野五十戸は『和名抄』の郷名には所見しないが、美濃国大野郡に比定する説が呈されており、それを支持しておきたい。1は仕丁のうち立丁と廩丁のペアを記したものである。表面の大鳥連淡佐の場合は同じ出身「五十戸」である三枝某が「干食」になっているが、裏面の某部白は彼の出身「五十戸」とは異なる大野五十戸の委文部代口が「干食」に充てられていることがわかる。このように出身地の異なる者同士がペアになる例は、宝字六年六月二十一日石山院奉写大般若所解(『大日本古文书』十五—二二五)などに例があり、本来同じ出身「五十戸」の廩丁がつく筈であったのに、逃亡等の事情で適宜ペアが変更されたものと考えられ、既に七世紀からそのような様態が生じていたことが窺われる(この点からも上述のjの解釈が成立する余地があると考えられる)。

以上、比較的内容が推定できる木簡を見たが、仕丁との関係が知られるのは興味深い。では、荷札木簡にはこれらの文書木簡と相関する材料は存するのであろうか。石神遺跡出土の荷札木簡は、まず文書木簡にも看取される(f)が、大宝以前の木簡に共通する特色として、年月日を記す場合には、年月日が冒頭に来る書式をとっている(後掲m・n)。

そして、藤原宮木簡の荷札木簡にも通有の事柄であるが、税目名を記したものは少なく、品目名・数量の省略もまみ見られること、また「五十

戸人」、「里人」といった表記（o）が存することなど、大宝令に基づく律令税制が整備される以前の様態を示していることがわかる。¹⁵ 本木簡群中の荷札木簡で税目と思しきものが記されているのは、調・御調（飛17-124・45号）、贄（86・128号）、養米（p・r）くらいであり、税目が判明しないことにはどのような種類・目的の貢納によるものかがわからないことになるが、品目や数量、あるいは大宝以降の制度との対応関係を類推することにより、概ねその推定を行うことが可能である。その観点からは、堅魚、若軍布、伊加乃利などの木簡を調と見ることができ、荷札木簡中には米関係のものが圧倒的に多いという特色に注目してみたい。

- m [年カ] (飛17-113号)
 ・甲申□三野大野評
 ・堤野里工人鳥六斗 189・27・7 032
- n [庚寅カ] (飛17-93号)
 ・□□年十二月三川国鴨評
 ・山田里物ア□□□米五斗 (177)・25・3 032
- o 三川国青見評大市ア五十戸人 (飛18-163号)
 ・大市ア逆米六斗 195・23・3 032
- p 方原戸仕丁米一斗 (飛18-116号)
 ・「阿之乃皮尔之母□」(別筆) (168)・29・2 051
- q 深津五十戸養 (飛17-95号) 182・20・4 051
- r 神石評小近五十□ [戸カ] (飛17-130号)
 [養カ]
 ・□米六斗□升 105・16・4 033

酒米かと思われる赤米の例を除くと（飛17-13・127号）、米の荷札に記された数量は六斗、五斗、一斗、六斗二升、一石と様々であり、俵、白米、米といった形状・品目名から米の荷札と判断できるものもある。点数から言えば、六斗と五斗が多く、六斗には六斗で俵になっている例も存する（飛17-73・92号）。また六斗を越える事例であるが、rに「養米」の文字が見えるのは興味深い。「養米」は大宝令制の庸米に相当するもので、藤原宮・京跡出土の木簡にも次のような例があるから、七世紀代は「養米」と表記されたことが知られる。

- （持統八〇六九四）
 ・甲午年九月十二日□□国□□ 『藤原宮木簡』一—
 [比 百木カ] [養 六斗カ] 一六一号)
 ・阿具□里五□□部□□□米□□ 213・28・4 031
 □□□□□□二斗米二斗 藤原京跡左京七条一坪西南坪
 □□ア稻手養物米三斗干秦一古□ (飛16-128号)
 [倭カ] [糯カ] (191)・(23)・3 081

八世紀の平城宮・京跡出土の庸米付札には五斗、六斗、五斗八升の例があり、白米（春米）は一俵五斗であるが、庸米は黒米なので、一人一日二升として、大月は三十日分で六斗、小月は二十九日分で五斗八升となり、仕丁らに支給される一ヶ月分の糧量に関係しているとされ、五斗に関しては、「庸米は雇役の役直・食にもなるわけだから、全てが六斗、五斗八升につくらねばならぬ理由はなく、五斗俵があっても不思議ではない」と説明されている。¹⁶ 石神遺跡出土の米荷札についても概ねこの考え方で理解可能と思われる。五斗、六斗、およびそれに近似する数値のものには「養米」と見ることができよう。「養米」は出身「五十戸」による

仕丁資養に即した名称と評せられ、pの「仕丁米」はより端的な表現になる(飛109-128号の「養物米」の表現も参照)。pは参河国宝飯郡形原郷に比定され、やはり「五十戸」からの貢納であり、一斗は五斗十一斗で六斗となるような性格のものではないかと考えられる。また五斗は上掲の改新詔第四条に「庸米五斗」とあるのと符合するが、実際には「養米」で六斗のものが存する訳だから、米の精白などを考慮しても、即改新詔の規定が当時の制度を示しているとは断定できないと思う。ただ、「養米」で五斗のものの存在を想定すれば、「庸米五斗」という規定との関係には留意しておく必要があると言わねばなるまい。

一応、以上のような判断基準で石神遺跡出土の荷札木簡の貢進国と貢納月を整理すると、次のようになる(「養米」と推定されるもの以外は、税目・品目を注記し、それらがともに不明のものには?を付した)。

- 伊賀…飛17-159 (?)
 尾張…飛17-49・90・91¹、18-161
 参河…飛18-89・90・92(九月)¹、17-93(十二月)¹、17-79¹、18-91・93・94¹、17-92・96¹、18-116・140・162・163・164
 伊豆…飛17-124(御調)¹、131《堅魚ノ調カ》
 相模…飛14-164 (?)
 近江…飛17-50・80・125
 美濃…飛17-10(四月)¹、94(九月)¹、18-141¹、17-126(十一月)¹、17-34(十二月)¹、17-48・81・106・113¹、127《赤米》¹、18-95・124¹、176
 越前…飛17-155 (?)

丹波…飛81-154《柏ノ民部下式・年料別貢雑物》
 因幡…飛17-128(贅・鮎日干)

隠岐…飛17-35《若軍布ノ調カ》、92《伊加乃利ノ主計上式・中男作物「紫菜」》、82(?), 145(調・制代煮)、18-96《煮》

播磨…飛17-129(?), 18-156

備後…飛17-95・130

讃岐…飛17-52(?)

伊予…飛81-104(八月)

貢進国名が判明する荷札木簡は参河と美濃のものが多く、全体としては西海道諸国を除く六道諸国からの貢進物が存し、税目の面でも「養米」と考えられる米以外に、調・贅の荷札木簡が含まれている¹⁷。とはいもの、米の荷札が多く、特定の国のものが集中する点、また貢納月の記されているものはいずれも米の荷札である点には留意すべきであろう。その貢納月は区々であり、同一国でも様々な月になっているのは、これらが毎月の仕丁資養のための「養米」に関わるものであったことを窺わせる。

こうした米の貢進に対して、本木簡群にはその支給の様子を示す記録簡が存することにも注目される。

s 物ア五十戸人 □□□ (飛17-44号)

大家五十戸人 □□□

日下五十戸人 □□□ 98・26・5 011

t・□

鳥取□□二升桜井戸二升 一升□

青見□□二升知利布二升 汗久皮ツ二升 (飛18-114号)

・加牟加皮手五升

神久□□二升小麻田戸二升 296-57-5 051

sは尾張国愛智郡物部郷・太毛郷・日部郷の存在から考えて、尾張国愛智郡、tは参河国碧海郡智立郷・碧海郷・桜井郷と鳥取駅の存在から見て、『和名抄』には引き継がれなかった「五十戸」を含むが、参河国碧海郡に関わる「五十戸」名が掲げられていると解することができる。tの数値のうち、最も多く見える「二升」は仕丁等に対する一日の米支給額の基本的な数であり、これらは評別に各々の「五十戸」出身の仕丁に対する米の支給を記した何らかの記録・帳簿の存在を示すものと位置づけられよう。とすると、石神遺跡では荷札木簡により米の貢進物を受納するとともに、仕丁に対する支給事務も行われていたことを推測させる材料が得られることになる。

以上を要するに、石神遺跡出土の木簡群からは、区画施設に対する警備に関わるものと仕丁の差配に関連する行為が執行されていたことが知られるのである。区画施設が何らかの官衙であるとすれば、その警備を担当するのは衛士ということになる(宮衛令宮閣門条・庫藏門条集解)が、本木簡群の時期には兵役と力役一般の分化はまだ明瞭ではなかった。『書紀』斉明四年十一月甲申条の有間皇子事件では「是夜半赤兄遣物部朴井連鮪、率造宮丁圍有間皇子於市経家」、壬申の乱の勃発に関わる天武元年五月是月条には「時朝廷宣美濃・尾張両国司曰、為造山陵、予差定人夫。則人別令執兵。」という具合であり、天武十四年十一月丙午条「詔四方国曰、大角・小角・鼓吹・幡旗及弩抛之

類、不応存私家。咸収于郡家。」のあたりから、漸く評内の中小豪族の武力を評家に統合し、持統三年閏八月庚申条「詔諸国司曰、今冬戸籍可造。宜限九月糺捉浮浪。其兵士者、每於一国四分而点其令習武事。」の点兵率の規定などを通じて、中央集権的な地方兵制の創出や兵役と力役の分化が進んでいくのである。¹⁹⁾また『統紀』大宝元年八月丙寅条「令諸国加差衛士配衛門府焉。」と見え、衛士制が実際に整備されるのは、大宝令施行に伴うものであるとする指摘も行われている。²⁰⁾

したがって警備にせよ、仕丁にせよ、石神遺跡で管理されたのは兵役と力役の分化以前の力役一般ということになり、そのための「養米」の受納と分配が行われていたのである。賦役令歳役条集解古記には、「凡庸布綿者納大藏、米塩等納民部也」とあり、「はじめに」でも触れたように、『書紀』朱鳥元年七月戊申条「雷光南方而一大鳴。則天災於民部省藏庸舍屋。或曰、忍壁皇子宮失火延燒民部省。」とある民部省の前身たる民官との関連を想起せねばならない。但し、平城宮跡では仕丁・衛士関係や庸米荷札などの木簡は、彼らの守衛・勤務先の各所で出土していることが確認されており、そうした可能性の可否も検討する必要があろう。そこで、次に律令制下の民部省の機能や仕丁の管理のあり方を整理し、本木簡群に窺われる特色との照合を行いたいと思う。

なお、習書・その他の木簡についても簡単に触れておくと、まず上述の具注曆木簡に関連しては、藤原宮跡北面中門付近のSD一四五出土木簡にも、

・恐々受賜申大夫前筆

〔藤原宮木簡〕一——一(号)

というものがあり、各官司でも曆の筆写が行われていたことに留意したい(延喜式部上式)。具注曆木簡の存在は、こうした曆を必要とする官司の存在を推定させるのである。習書の中には論語(飛「一」号、一〇一〇二号)、難波津の歌(飛「一」号、一〇一〇二号)、九九(飛「一」号、一〇一〇二号)など官吏の教養に関わるもの、和文(飛「一」号、一〇一〇二号)など教関係の語句(飛「一」号、一〇一〇二号)などもあり、文字を用いて執務する人間の勤務を示唆している。また「未選」の字句を記した習書(飛「一」号)は、時あたかも『書紀』天武七年十月己酉条「詔曰、凡内外文武官、年史以上属官人等、公平而恪勤者、議其優劣、則定應進階。正月上旬以前、具記送法官。則法官校定、申送大弁官。然縁公事以出使之日、其非真病及重服、輒縁小故而辞者、不在進階之例。」⁽²³⁾によって、毎年の考課報告制度が始まったところであり(選限が定められるのは、持統四年四月庚申条)、時期としてはおかしくないし、かつ考選を担当する人間の存在を窺わせるものとしても興味深い。

二 民部省の職掌と仕丁

大宝令によって一応の完成を見る律令制下において、庸や仕丁を掌ったのは民部省である。職員令民部省条によると、民部省の職掌は「掌諸国戸口名籍、賦役、孝義、優復、蠲免、家人・奴婢、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸国田事」と多岐に亘り、被管の主計寮は「掌計

納調及雜物、支度国用、勘勾用度」、主税寮は「掌倉廩、出納、諸国田租、春米、碾磑事」と規定されている(職員令主計寮条・主税寮条)。ここでは石神遺跡の性格との関連から、仕丁関係の事項を中心に民部省の職務とそのあり方を検討したいと思う。

律令制下の仕丁の差点・管理については既に優れた研究が呈されており、⁽²⁴⁾ここでもそれらの驥尾に附いて、仕丁制の要点をまとめたいと考える。

u 賦役令仕丁条

凡仕丁者、每五十戸二人(以一人充厮丁)、三年一替。若本司籍其才用、仍自不願替者聽。其女丁者、大國四人、上國三人、中國二人、下國一人。

* 集解古記

問、仕丁・女丁之類、戸内免雜徭不答。養老四年三月十七日格云、仕丁・衛士并匠丁及厮、並在役之日、免当房雜徭。但独女丁不称。然准量免耳。養老二年四月廿八日格云、向京衛士・仕丁、免其房雜徭、以供当身資養。

v 賦役令計帳条

凡毎年八月卅日以前、計帳至、付民部。主計々庸多少、充衛士・仕丁・采女・女丁等食。以外皆支配役民雇直及食。九月上旬以前申官。

w 『統紀』慶雲三年閏正月戊午条

勅、收貯大藏諸国調者、令諸司每色檢校相知。又收貯民部諸国庸中輕物絶・糸・綿等類、自今以後、收於大藏、而支配年料、分

充「民部」也。

x 『延喜式』卷二十二民部上

凡衛士・仕丁養物者、隨「郷所出」、正丁七人半、惣所「輪係分箱」一百五十束、准「当土活價」、交「易輕物」、及「春米所」得之數、專入「正身」(女丁亦同)。其檢納之事、委「各本司・本家」。皆附「貢調使」、申「送省」(但衛士各送「本府」)。其逃人資物、各給「替人」。若無「替人」者入「官」。諸家封戸仕丁者、不「論逃否」、皆給「主家」。

まずuによると、仕丁は五十戸につき二人差点されるとあり、前章で見たような「五十戸」、律令制下の里とつながる基準単位から差発されるようである。二人のうち一人は厮丁に充てられるので、立丁と厮丁のペアも本来は同じ出身地の者同士で組まれるものであったことは、前章でも述べた通りである。なお、宝字五年十二月二十三日甲斐国司解(『大日本古文書』四一五二二〜五二四)によると、逃亡した巨麻郡栗原郷出身の仕丁漢人部町代の替りに同郷の漢人部千代が貢上されており、仕丁と出身地とのつながり、また出身里ごとの何らかの就役(交替)秩序が存したことを窺わせると評される所以となる。

次に上京した仕丁は各現業部門に配置されて就役するのであるが、前章でも触れたように、一つには出身国単位で把握されていたと考えられる史料が存する。即ち、平城宮跡出土の木簡には、

・斐太工冊 相模一 下野
美濃工九 上野仕十五

四返

・伊与九 但馬

右七十二 上了

081

の如く、国名十「工」(匠丁)や「仕」(仕丁カ)十数字を記すものがあり(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』十七〜二十三頁)、これは仕丁などが国別の枠組みで編成されることを示すものである。また宝字三年六月二十八日造東大寺司口工所解(『大日本古文書』四一三六八〜三七〇)には、「五十長三使屎万呂烈冊七人(立丁卅三/千十四)/米十石九斗四合」の如く、仕丁が五十人単位に編成され、「五十長」の下に「烈」を作って、米・塩などの支給もその単位別に行われるしくみであったことも知られる。この文書は「申応_下請」七月粮_下点_下加仕丁_上事」とあり、来たる七月分の糧量を請求するとともに、欠員の補充を求める内容になっている。欠員については、「逃走一人(物部万呂烈能登国立丁船木部積万呂)」と見え、五十長物部万呂の「烈」に属することや出身国名が明記されており、国別の仕丁把握、五十人単位の編成という特色を反映するものと言えよう。

なお、この五十長は前章の史料hの「三野五十上書大夫」と同じ役割を果すものと思われる。造東大寺司口工所解の五十長の中では、物部万呂は宝字六年三月石山院の仏殿の檜皮葺料功食を様工長羽栗大山と連署して請求したり(『大日本古文書』五一一六一、十五一三六〇)、同年十月光覚知識経の弥勒菩薩所問経論の知識として活動したりしており(『寧楽遺文』下一六三六頁)、天平二十年七月経師校生注文の校生として見えるのが同一人物だとすると(『大日本古文書』十一一九二)、写経生クラスの中下級官人であったと推定される。現業部門の監督者である領にも舍人クラスの出自の人々が活躍しているので(『大日本古文書』十五一三四〇〜三四二)、hの「書大夫」は中央の西文氏の者で、既に

七世紀末頃から五十人単位の編成とその責任者が置かれ、中下級官人クラスの者が起用される体制にあったことを示すものとして興味深い。

仕丁の糧料はv xに規定されているように、出身地から貢納され、仕丁の資養に充てられるのであるが、民部省に貯蔵され、天平十七年の大糧申請文書に窺われるように、各官司・現業部門では毎月の分を民部省に請求して受け取るというしくみであった。上述の造東大寺司口工所も仕丁百六十六人の一ヶ月分の糧料を請求しているのであるが、宝字六年六月二十一日石山院奉写大般若所解の石山院奉写大般若所のような出先機関であつても、仕丁の月養物支給は民部省に申請しており、『大日本古文書』十五―二五―二一六、大糧申請文書と同様、仕丁の糧料や月養物は民部省で集中管理されていたことが窺われる。石山院奉写大般若所解には「申請仕丁等月養物事。今仕丁肆人（廝）並自正月迄五月并五箇月料」とあり、「仕丁等欸云、請己等月養物、欲向省家者、即依申状可令向之」と、仕丁本人が民部省に参向して受納するのが原則であつたようである（但し、この場合は「然依有作物、不得令向、具状所請如件」と続く）。また宝字六年正月二十三日造石山寺所解（『大日本古文書』十五―一四―一四二）にも、「一仕丁等請国養物事。右、先日雖申送、猶未到来。因茲件仕丁等大苦申之。加以、又先請上雜物、早所請如件。」と見え、仕丁の国養物を直接請求する様子が看取できる。

ちなみに、石神遺跡出土木簡中には、「皮加利上」（計上）、「貸」などの文言の見えるものが存し（飛「18・19号」）、何らかの貸借とその返納が行われたことを窺わせる。上述の如き養物未到が発生すると、仕丁な

どは存命できなくなるので、宝龜六年九月二十二日丈部長岡等月借錢解（『大日本古文書』六―五八四）のように、国養物を質物として月借錢を借りる場合も考えられる（丈部長岡は宝龜六年の奉写一切経所食口帳案（『大日本古文書』二三―三二二）に仕丁と見える）。月借錢は各官司でも行われていたから、この木簡の事例も「養米」を担保に貸し付けを受けて、到着・受け取り時に返納するという事務が行われていたことを示すものなのかもしれない。

こうした糧料・養物といった物実だけでなく、仕丁そのものの管理も民部省が掌握していた。天平十七年二月二十八日民部省三月粮文（『大日本古文書』二―三九六―三九七）には、「權置民部仕丁」、「今且来越後国仕丁」、十月二十一日民部省解（二―四七八）にも「省權留仕丁」などの表現が散見し、諸司に差配した残余の者や京上してきたばかりの者などは民部省に留め置かれていたのである。上述の甲斐国解に見える逃亡仕丁の交替者貢上に関しても、「被仁部省去九月卅日符、備、逃走仕丁如件、国宜承知、更点其替、每司別紙保良離宮早速貢上者、謹依符旨、点定替丁、貢上如件」と記されており、配属先の官司・部署から仕丁逃亡の旨を受けた民部省が直接指示を下していることがわかる。民部省は仕丁に関わる物実だけでなく、仕丁という人間そのものについても集中的な管理を行っていた訳である。

ちなみに、uによると、仕丁は「三年一替」とあるが、現実にはその労務の厳しさや故郷を離れての不慣れな環境からか、逃亡の事例が多い。但し、uには「若本司籍其才用、仍自不願替者聽」とあり、長期間に亘って奉仕する者の存在も想定されていたことが窺われる。事実、

『統紀』宝字元年四月辛巳条「衛士・仕丁歴仕卅年已上、加一位一級」。神護二年七月庚辰条「詔賜三衛衛士・諸司直丁直本司而經廿年已上者、爵人一級」と、二十年、三十年と勤務する例が知られ、個別事例としても、宝龜元年三月壬午条「内掃部司員外令史正六位上秦刀良、本是備前国仕丁、巧造狭畳、直司卅余年。以勞授外従五位下」。の如く、四等官クラスの官人に転身するような技能を持った者がいた。

ところで、ここに仕丁とともに言及されている衛士に関しては、軍防令兵士上番条に「凡兵士上番者、向京一年、向防三年。不計行程」、衛士防人条「凡兵士向京者名衛士（火別取白丁五人充火頭）、守辺者名防人」とあるが、『統紀』養老六年二月甲午条によれば、養老五年三月二十七日の兵部卿阿倍首名の奏言に「諸府衛士、往々偶語、逃亡難禁。所以然者、壯年赴役、白首帰郷、艱苦弥深、遂陷疎網。望令三周相替、以慰懷土之心」と見え、この段階で漸く「自今以後、諸衛士・仕丁、便減役年之数、以慰人子之懷。其限三載以為一番、依式与替、莫令留滞。」と三年交替制が定められているから、本来は上番の期限がなかったものと考えられる。またこれによって仕丁もそれまでは交替年限が定められておらず、ここに至って三年交替制になったことがわかる点にも注目されよう（衛士に関してはさらに養老令で一年交替が規定される）。前章で触れたように、兵役たる衛士は仕丁と同じ力役一般から分化したものであり、衛士の配備が始まるのは大宝令制からであったようである。『統紀』和銅四年九月甲戌条には「悉皆庇弱、亦不習武芸、徒有其名、而不能為益」

として、「自今以後、専委長官、簡点勇敢使武之人、毎年代易焉」と令されているが、交替期限は設定されなかったらしく、養老二年五月庚申条でも「定衛士数。国别有差」と見え、依然として制度整備の途上にあつたことが窺われる。

また軍防令の規定によると、衛士は軍団から差点されるかのように解されるが、実際には軍団との関係は薄く、賦役令斐陀国条集解古記に、「問、点匠丁里、点仕丁・女丁不答、依別格、点衛士・匠丁等色」、里皆相避、併違不聽。但女丁合点也。」とあつて、衛士は里から貢進されるものであつたことがわかる。その資養方法も衛士養物の木簡の存在（『平城宮跡発掘調査出土木簡』九一七頁、『平城宮木簡』三三二九四号など）やu集解古記・xの規定から見て、出身地とのつながりが緊密であり、仕丁と極めて類似した性格を有する存在であつたものと考えられる。衛士の勤務内容については、警備を主とするものの、軍防令衛士上下条に「即非別勅者、不得雜役」とあり、雑役に就く場合も想定されていたと解され、力役一般とのつながりを残す要素も看取される。

仕丁の奉仕形態を確認する意味で、衛士との共通性や参照とすべき点に言及したが、では、仕丁の管理は民部省の職掌の中ではどのように位置づけられていたのだろうか。民部省の職掌は本章冒頭に掲げた通りで、①戸籍による計数的人民把握の機能、②庸を中心とする税物と労役の把握、③地図に基づく国土・田地の掌握ということになり、唐制との比較で言えば、民部省とその被管二寮は主に戸部尚書と度支・倉部を範として立制された官司と見ることができ、^④以上は養老令文であるが、職員

令民部省条集解古記では、「古記云、計數国用²¹及勾費用²²、謂計料一年所用物²³、及勘²⁴勾費用之物也。今令進²⁵諸司支配文是也。」主計寮条集解古記に、「古記云、頭注云、計²⁶納調租財貨也。財、謂調租外、当国所²⁷出種々土毛交易進上、及諸蕃貢進財貨等也。」とあり、大宝令文では民部省の職掌に④予算が規定され、主計寮には「支²⁸度国用²⁹、勘³⁰勾用度³¹」の語句はなかったと考えられる。

その④予算に関連するのがvの規定であるが、「主計々³²庸多少³³」の部分、大宝令文では「民部計³⁴庸多少³⁵」、または「主計」の語がなく、文章構造の上で「計³⁶庸多少³⁷」の主語は上文の「民部」と解せられる形になっていたと推定される。但し、日本令で民部省・主計寮が関与する「予算」項目はvのみであり、唐制との比較では、戸部尚書・度支が全国的な課役全般に渡る割り当て、配分規定、つまり国家予算を掌る形になっていたのに対して、日本では庸の用途のみを執行し、調に関する事柄や予算機能のうちの租税負担の割り当て・税種・税額の決定には何ら関与していないという大きな差違が存することが指摘されている。

またこのように大宝令文において民部省本体に庸の用途割り当ての権限が規定されているのは、民部省と庸物の管理との不即不離の関係を反映するものと思われる。賦役令歳役条集解古記には「凡庸布綿者納³⁸大藏³⁹、米塩等納⁴⁰民部也⁴¹」とあるが、庸の中の軽物たる布・綿が大藏省で保管されるようになったのはwにおいてであり、大宝令施行後のことであった。したがってそれ以前はすべての庸物が民部省およびその前身の民官に納入・保管されていたことになり、衛士・仕丁・采女・女丁の差配と糧食支給は民官・民部省の独自の役割として保持されていたので

ある。これが伝統的にクラの管理を担当した大藏とは別に民官が設定された一つの理由であった訳である。ちなみにこうした地方から京上する労働力の資養を出身地が支える方式は強固な伝統に裏打ちされていたようであり、采女に関して、『統紀』慶雲二年四月丙寅条「先是、諸国采女肩巾田、依⁴²令停⁴³之。至⁴⁴是復⁴⁵旧焉。」と、大宝令制で廃止された采女肩巾田が復活しており、出身地に資養のための田地が確保されていた様子が知られる。

その他の民部省の職掌のうち、①戸籍による計数的人民把握の機能に関しては、『統紀』大宝元年二月丙寅条に「任⁴⁶勘⁴⁷民官戸籍⁴⁸史等⁴⁹」とあり、大宝令制施行の段階で漸く戸籍の計数的把握を掌る実務官が置かれたようである。『書紀』朱鳥元年九月乙丑・丙寅条の天武天皇の殯宮儀礼では、「大藏事」を誅したのは直広参（正五位下相当）大伴宿禰安麻呂であったのに対して、「民官事」の誅は直広肆（従五位下相当）紀朝臣弓張によって行われており、両者の帯冠、大藏は前日に行われたのに、民官は刑官とともに翌日で、しかも六官の中では一番最後であったことから見て、この段階では大藏の方が位置づけが高かったと解される。そして、その後の大宝令制に至る過程で民部省と大藏省の序列が逆転した理由としては、戸籍制度の確立による民部省の機能拡充、律令調制の成立による大藏省の調収蔵機能に対する民部省の計数的把握の確立が重要であるとも指摘されている。つまり①戸籍による計数的人民把握の機能は民官・民部省にとっては後次的に整備されるものであり、②・④に関係する仕丁や庸物の掌握の方がより本源的な職掌であったと見ることができよう。また③地図に基づく国土・田地の掌握も、こうした形式が

整うのは天平年間頃であり、やはり大宝令制段階でも十分に確立されてはいなかったものと考えられる。

以上を要するに、民部省の本源の職掌としては、庸物の管理とそれを財源とする仕丁などの差配が中心であったと推定されてくるのである。その庸物であるが、賦役令歳役条に「凡正丁歳役十日。若須収庸者、布二丈六尺（一日二尺六寸）。（下略）」と規定された歳役に代わる庸の成立は大宝令制においてであり、それ以前は「養米」の表現にも示されているように、仕丁資養物に他ならなかったのであって、この点からも民部省の職務の中心が奈辺にあつたかを窺うことができよう。

本章で触れた民部省の職掌や仕丁の管理・差配のあり方を石神遺跡出土の木簡と比べてみると、

地方から上番して来た仕丁の集中管理や立丁・厮丁のペア作り

— j · 1 —

仕丁の国別の管理や五十人の集団への編成— h

仕丁の資養物の集積と分配— k · m · r · s · t

仕丁の資養物未到时の貸与支給— l · 8 · 19号

などの対応関係を指摘することが可能である。石神遺跡出土木簡が呈する様相は正しく民部省の本源の職務を果す官司との関わり、即ち民官やその「蔵_レ庸舎屋」の存在を示唆するものと考えてよいのではあるまいか。では、民部省・民官は何故このような機能を体することになったのであろうか。最後にその淵源を探って、部民制のしくみや部民制的収取のあり方に論及することにした。

三 部民制的収取と民官の成立

「はじめに」でも述べたように、石神遺跡出土木簡など七世紀の木簡が増加中であり、それによつて評や「五十戸」といった律令制下の郡・里の前身となる地方行政区画・単位に関する史料も増えている。「五十戸」は仕丁の差点・資養の単位にもなっており、五十戸造という統括者が存した。この「五十戸」は石神遺跡出土木簡中では上掲の乙丑年（天智四〇六六五）銘木簡が最も年紀の古いものということになるが、法隆寺献納宝物中の命過幡には「癸亥年山部五十戸婦為命過願造幡之」と、癸亥年〇天智二年（六六三）のものが存し、また飛鳥京跡第五次調査で「大花下」、「大乙下」、「小山上」など大化五年冠位制の冠名を記した木簡とともに出土した、

・ 白髪ア五十戸

（木研二二—二四四頁）

・ 破十口

157・26・4 032

の荷札木簡も、大化五年以降、天智三年冠位制施行以前の時期のものと考えられ、「五十戸」の初現はさらに遡ることがわかる。

上述のように、「五十戸」は仕丁の差点・資養の単位でもあった。すると、このような単位が設定される契機としては、やはり先に引用した『書紀』大化二年正月甲子朔条の改新詔第四条の副文に「凡仕丁者、改旧每_二卅戸_一人（以_二一人充_レ厮也）而每_二五十戸_一一人（以_二一人充_レ厮）、以充_二諸司_一。以_二五十戸充_二仕丁一人之粮_一。一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。」と見える制度改定との関連を想定しない訳にはいかない。

しかしながら、周知の通り、改新詔の信憑性や孝徳朝の施策、「大化改新」をめぐっては論議が存するところであり、「五十戸」の淵源は「白髪部五十戸」木簡によって大化五年頃までは遡る可能性を想定してよいと考えるが、仕丁制は部民制的収取を継受するものとも言われているので、孝徳朝の部民対策の実態如何の検討は必要であろう。そこで、以下、部民制的収取の転換過程や「五十戸」と仕丁の関係などに触れたいと思いが、まず部民制の構造や部民制的収取についての知見を整理しておく。

部民制や「品部」、名代・子代などの用語については膨大な研究史があるが、品部（シナシナノトモノ）は様々な部民全体を指す言葉で、後掲の品部廃止の詔（D）には「民品部」の語も登場する。『和名抄』によると、「民部省」は「多美乃都加佐」と訓まれているが、『書紀』の古訓では「カキヘノツカサ」（朱鳥元年七月戊申条・北野本）とあり、「民官」も「カキノツカサ」（朱鳥元年九月丙寅条・北野本）と訓じられており、「カキノツカサ」、「カキヘノツカサ」が本来の訓み方であったと考えられる。「民」カキは上述の「民品部」の他にも、『書紀』天智三年二月甲子宣（F）に「亦定其民部・家部」と見え、天武四年二月己丑条「詔曰、甲子年諸氏被給部曲（カキノタミ）者、自今以後、除之」とあるように、部民制と密接に係る言葉であった。

Y 『書紀』雄略十七年三月戊寅条

詔「土師連等使進_レ盛_レ朝夕御膳_レ清器_レ者。於是、土師連祖吾笏仍進_レ撰津国来狭狭村、山背国内村・俯見村、伊勢国藤形村及丹波・但馬・因幡私民部_一。名曰_二贄土師部_一。

Z 『書紀』顕宗元年四月丁未条

詔曰、凡人主之所_レ以励_レ民者、惟授官也。国之所_レ以興_レ者、惟賞_レ功也。夫前播磨国司来目部小楯（更名磐楯）、求迎_レ拳_レ朕。厥功茂焉。所_レ志願_レ、勿_レ難_レ言。小楯謝曰、山官宿所_レ願。乃拜_二山官_一、改賜_二姓山部連氏_一、以_二吉備臣_一為_レ副、以_二山守部_一為_レ民。褒_レ善願_レ功、酬_レ恩答_レ厚、寵愛殊_レ絶、富莫_二能儔_一。

「カキ」とは区画・領有の意であり、Yに土師連が「私民部」を贄土師部とし、Zでは山部連が山守部を「民」とした例が存するように、部民制とは諸豪族が「己民」||「民部（カキ）」を領有して王権に従属・奉仕する体制で、それを前提とした大王宮||朝廷や各々の皇子宮における職務分担の体制であったと考えられる。『書紀』顕宗三年二月丁巳朔条には阿閉臣事代が「宜_レ以_レ民地（カキトコロ）奉_レ我月神」との託宣を朝廷に奏上し、歌荒操田を献上して、老岐県主の先祖押見宿禰に奉祀させたこともあり、ここにも「民（カキ）」の委託のあり方が窺われる。こうした部民制を基盤として、「民部广大」な中央有力豪族と「仁孝著聞」な大王による「共治天下」という形でヤマト王権が存立するという観念も示されることになるものと思われる（雄略二十三年八月丙子条）。では、その部民制の運営実態や孝徳朝における部民制的収取の転換の試みは如何であったのだろうか。

A 『書紀』大化元年九月甲申条

遣_二使者於諸国_一、録_二民元数_一。仍詔曰、自_二古以降_一、每_二天皇時_一、置_二標代民_一、垂_二名於後_一。其臣連等・伴造・国造各置_二己民_一、恣_二情駈使_一。又割_二国_一、割_二山海林野池田_一、以為_二己財_一、争戦不_レ已。或者兼_二并数方頃田_一、

或者全無「容針少地」。及進「調賦」時、其臣連・伴造等先自收斂、然後分進。修「治宮殿」、築「造園陵」、各率「己民」、隨「事」而作。(下略)

まずAに関しては、「進「調賦」」以下には国造が見えない点に着目して、調賦進上主体は国造で、国造進上物から、中央豪族が「己民」を置いた結果、自分の部民の分を各々受け取り、必要分を差し引いた後に大王に進上する、あるいは「己民」を率いて宮殿・園陵の修営に従事するという構造を示すとの解釈があり、私もこれを支持したい。宮殿・園陵の修営に関わる労働力徴発のあり方については、『書紀』皇極元年是歳条の蘇我蝦夷による双墓造宮に際して、「尽発「举国之民并百八十部曲」、「悉聚「上宮乳部之民」(註略)役「使埜埵所」と、各部民が役使されていることが知られ、舒明即位前紀に描かれた蘇我馬子の桃原墓造宮の様子も、「適「是時」、蘇我氏諸族等悉集為「嶋大臣」造「墓」而次「于墓所」。爰摩理勢臣壞「墓所之廬」、退「蘇我田家」而不「仕。」とあって、蘇我氏の一族全体に徴発が及んでいるが、各々が独自に労働力を徴発・宿営させて、造宮に協力する形であったことがわかる。後者の事例は蘇我氏の個別的案件であるが、次期大王の推挙をめぐる蘇我蝦夷と対立した境部摩理勢が、自己の労働力・宿営地を引き払った時に、蝦夷は激怒したものの、それを阻止・禁止することはできず、各々の一族が提供する労働力を結集するという権限しかなかったことが窺われる。

一方、前者の場合は、私的な案件ではあるが、大臣蘇我蝦夷による徴発であった。「上宮乳部」については、『書紀』皇極三年十一月丙子朔条の上宮王家滅亡事件の際に、三輪文屋君が「請移「向於深草屯倉」、從「茲乘」馬、詣「東国」以「乳部」為「本」、興「師」還戰、其勝必矣。」と提言する

程のものであったことがわかっており、この徴発に対して「於「是上宮大娘姫發憤而歎曰、蘇我臣專擅「国政」、多行「無礼」。天無「二日」、国無「二王」。何由任「意」悉役「封民」。」と抗議したというが、「国政」に伴う徴発・役使は拒否できなかったものと思われる。このような「举国」の人々に対する徴発の例としては、舒明朝の百済大寺や宮室造営に際して、「西民造「宮」、東民作「寺」(『書紀』舒明十一年七月条)、「宜「発」近江与「越丁」(皇極元年九月乙卯条)、「東限「遠江」、西限「安芸」、発「造宮丁」(皇極元年九月辛未条)と令しており、皇極二年十月己酉条「饗賜群臣伴造於朝堂庭、而議「授位之事」。遂詔「国司」如「前所」勅、更無「改換」、宜「之」厥任「慎爾所「治。」とあるクニノミコトモチは、これらの任務遂行に伴って派遣されたものであったのかもしれない。

但し、その内実に関しては、Aに描かれているように、差点の対象となる労働力を「己民」、「封民」と認識する中央豪族や国造の承認が必要であり、蘇我氏一族の労働力徴発・宿営地整備と同様に、それぞれの豪族の協力が不可欠であったのではあるまいか。

B 『書紀』大化二年正月甲子朔条(改新詔)

(上略) 其一曰、罷「昔在天皇等所」立子代之民・処々屯倉、及別臣連伴造国造村首所「有部曲之民・処々田莊」。仍賜「食封大夫以上」、各有「差降」以「布帛」、賜「官人・百姓」、有「差」。(下略)

C 『書紀』大化二年三月壬午条(皇太子奏)

(上略) 其群臣連及伴造国造所有、昔在天皇日所「置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部(謂「彦人大兄」也)、及其屯倉、猶如「古代」而置以不。臣即恭承「所」詔、奉「答」而曰、天無「双日」、国無「二王」。

是故兼并天下、可_レ使_二万民、唯天皇耳。別以_二入部及所封民_一簡充仕丁、從_二前处分_一。自余以外、恐_二私驅使_一。献_二入部五百廿四口・屯倉一百八十一所_一。

D 『書紀』大化二年八月癸酉条（品部廢止の詔Ⅰ）

（上略）而始_二王之名々、臣連伴造国造、分_二其品部、別_二彼名々_一。復、以_二其民品部、交雜使_二居_二国県_一。（中略）粵以、始_二於今之御寓天皇、及_二臣連等_一、所_二有品部、宜_二悉皆罷、為_二国家民_一。（中略）始_二於祖子、奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等（或本云、名々王民）、咸可_レ聽聞。今以_二汝等_一、使仕状者、改_二去旧職、新設_二百官、及著_二位階、以_二官位叙_一。今發遣国司并彼国造可_レ以奉聞。去年付_二朝集之政者、隨_二前处分_一。以_二收数田、均給_二於民、勿_レ生_二彼我_一。凡給_二田者、其百姓家近接_二於田、必先_二於近_一。如此奉_二宣_一。凡調賦者、可_レ收_二男身之調_一。凡仕丁者、每_二五十戸一人_一。宜_レ觀_二国々壇塚、或書、或図、持來奉_レ示。国県之名來時將_レ定。国々可_レ築_二堤地、可_レ穿_二溝所、可_レ墾_二田間、均給使_二造_一。當聞_二解此所_レ宣_一。

E 『書紀』大化三年四月壬午条（品部廢止の詔Ⅱ）

（上略）又拙弱臣連伴造国造、以_二彼為_二姓神名・王名、逐_二自心所_レ婦妾付_二前々処々（前々、猶謂_二人々也_一）。爰以_二神名・王名為_二人路物_一之故、入_二他奴婢、穢_二汗清名_一。遂即民心不_レ整、国政難_レ治。（中略）而習_二旧俗之民、未_レ詔之間、必當_レ難_レ待。故始_二於皇子・群臣、及_二諸百姓、將_レ賜_二庸調_一。

Bの改新詔の中には第四条に上掲の仕丁差点規定も見えているが、改新詔の中でも特に第一条はその信憑性に問題があるので、先にC以下に

検討を加える。Cはいくつかの所有形態を有する部民領有の可否に関する孝徳大王の問いかけに対して、中大兄皇子が奉答したものである。ここでは中大兄は部民領有の放棄には同意しておらず、「別以_二入部及所封民_一簡充仕丁、從_二前处分_一。」と、仕丁を差点する權益は保持していることに注目したい。そして、「自余以外、恐_二私驅使_一。献_二入部五百廿四口・屯倉一百八十一所。」と述べているので、これは何らかの基準変更に伴う差額分のみを返還したものと解することができるであろう。とすると、「前处分」は仕丁差点に関わるものと推定されるから、仮に改新詔第四条の旧三十戸一人を五十戸一人とする規定が示されていたとすると、中大兄の下には入部七九六口、屯倉二七二所が依然として残されていたことになる。ともかくも、部民領有が入部Ⅱイルトモノヲとして上番する仕丁と屯倉Ⅱ部民制的收取の拠点の確保という内容を有するものであったことには留意しておきたい。

次にD・Eの品部廢止の詔である。Dでは諸豪族が所有主体である品部（シナシナノトモノヲで、部民のこと）を廢止し、国家の民とすること、「始_二於祖子（ミコ）、奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等（或本云、名々王民）、即ち部民領有の主体である諸皇子や中央諸豪族には新官職と冠位を授けることが宣せられたが、Eにおいて新官職・冠位実施までの間は、彼らに「庸調」を賜る、つまりチカラシロとしての庸による仕丁の資養Ⅱ差発とミツキの收取を認めており、これは部民制的收取の継続を許可せざるを得なかった様相を窺わせるものであろう。ちなみに、丹比部を「蝮王部」（『大日本古文書』六一五九二など）、穴穂部を「孔王部」と表記する例（一一二一九二九一など）は既に知られていたが、

石神遺跡出土木簡中には「蝮公ア」（飛₁₇₈二号）、また建部を「建王ア」、「建公ア」と記す事例が存する（96・103号）。「王」、「公」などがつく形がより古い表記であったとすると、D・Eに「王之名名」や「神名」が部民につけられることの弊害を述べた部分で「穢汗清名」と批判する観点が理解できるように思われる。

なお、D後半部には大化元年の東国等国司や全国的な使者派遣に続いて、再度の国司発遣に際しての指示事項が見えており、ここに調や仕丁の規定が存している。これはCの「前処分」とも関連して、地方の国造に対して仕丁差点の基準を示したものとすれば、部民制的収取に対する一定の規制を加える措置であったと位置づけることができよう。

新官職・冠位制度が実施されるのは大化五年のことであり、『書紀』大化五年二月条、二月是月条、その実態については別に触れたことがあるが、律令制中央官司に直結するものではなかったと言わねばならぬ^⑥。ともかくもCとEの大化二・三年の時点で部民制廃止が実現していなかったことはまちがいない、またCとEが部民制廃止に即結びつく方策ではなかったことも認めねばなるまい。とすると、Bについては、「部曲之民・田荘」、即ち諸豪族が国家への奉仕のための部民領有とは全く別個に有する私有民・私有地にまで言及したものであり、一連の部民対策に関わる詔ではこの点に全く触れられていないことと合せて、部民制全廃を企図するという懸隔した内容になっていることがわかり、孝徳朝の政策としては疑問と評さざるを得ないであろう。

しかしながら、上掲の仕丁に関する改訂を含む改新詔第四条には、「罷旧賦役而行田之調」、「別収戸別之調」など、後代の史料には

見られない独自の制度も存する。田之調・戸別之調とDの「男身之調」の関係は不明であり、果してどのような調徴収の改訂が行われたのかは今後の検討課題であるが、仕丁と同様、部民制的収取の一つである調にも何らかの新たな基準が示されたことは想定可能であると思われる。したがって孝徳朝においては部民制の構造は維持しながらも、調と仕丁という部民制的収取の基準には新たな制度が導入されたと見ることができ、そこに「五十戸」という単位の成立の契機が存したと考えられる^⑦。また差額分とはいえ、Cの如き数値のものが朝廷の直接管理下に入るといふ変化もあつた。ここにも「五十戸」が仕丁の差点・資養のために必要となる要因が現出したと解されるのである。

とはいうものの、孝徳朝の改革は結局中大兄皇子らの賛同を得ることができず、孝徳大王の死によって終焉を迎え、大々的な労働力を投入した難波宮造営も、白雉三年九月の完成後程なく、中大兄らの飛鳥還都の要望が示され、挫折してしまった（『書紀』白雉四年是歳条）。その後も部民制の構造に基づく各豪族の奉仕に依拠するしくみは、大きくは変わらなかつたものと思われる。斉明朝の飛鳥の土木工事の際に、「時人謗曰、狂心渠。損費功夫三万余矣、費損造垣功夫七万余矣。宮材爛矣、山椒埋矣。又謗曰、作石山丘、隨作自破（若掘未成之時）、作此謗乎。」（『書紀』斉明二年是歳条）、「留守官蘇我赤兄臣語有間皇子曰、天皇所治政事有三失矣。大起倉庫積聚民財、一也。長穿渠水、損費公糧、二也。於舟載石運積為丘、三也。」（斉明四年十一月壬午条）などと非難を加えられたのは、国家的徴発の基盤が未整備の段階で、部民を有する各豪族に、これまでにない負担を強いたためでは

ないかと見なされる。また百済救援の出兵における軍事面での兵力徴発も、各豪族や国造に依存する形態であったことは、別に詳述した通りである。⁽¹⁸⁾

以上のような状況に変化が加えられるのが、白村江の敗戦後に出された甲子宣であり、壬申の乱後の天武朝になって実現する部民制廃止であろう。⁽¹⁹⁾

F 『書紀』天智三年二月丁亥条（甲子宣）

天皇命「大皇弟、宣増換冠位階名及氏上、民部・家部等事。其冠有廿六階」。(中略) 其大氏之氏上賜「大刀」、小氏之氏上賜「小刀」、其伴造等之氏上賜「干楯弓矢」。亦定「其民部・家部」。

G 『書紀』天武四年二月己丑条

詔曰、甲子年諸氏被給部曲者、自今以後、除之。又親王・諸王及諸臣并諸寺所賜山沢島浦、林野陂池、前後並除焉。

Fの甲子宣は、『統紀』大宝二年九月乙丑条に「詔、甲子年定「氏上」時、所不載氏、今被賜姓者、自伊美吉以上、並悉令申。」と見え、一つには中央豪族の氏の範囲を確定し、彼らを国家の官人に転化する第一歩となったものである。それとともに「亦定「其民部・家部」と、「民部（カキヘ）」に関する方策が講じられている。この「民部」はGの「部曲（カキヘ）」と同じものを示し、Fでは「定」、Gでは「諸氏被給」と表現されているが、中央豪族の氏の範囲の認定をふまえて、彼らが朝廷の職務分担により保有していた部民の掌握を明確にするものであったと思われる。「家部」は以後の法令に対応するものがないが、各豪族の私的基盤となるものであったと推定され、これらとともに朝廷が悉

知し、白村江の敗戦による非常事態・混乱の中で、中央豪族の存立基盤内部への王権の浸透を企図した施策であったと位置づけることができる。これは孝徳朝の部民対策に賛同しなかった中大兄皇子自らが進めた方策であり、まずは部民の実情をきちんと把握するという実現可能なところから着手されたものと考えられる。

そして、天智九年には最初の全国的戸籍である庚午年籍の作成が行われ、部民の把握はさらに厳密になったと推定される。庚午年籍の具体的作業としては、『粟鹿大明元記』に評司である神部直根開が「庚午年籍勘造日、依「書算知」而国政取持、国造・県領并殿民源之是非勘定注朝廷進」つたと記されており、評司による評内の人民把握が進展したと見てよいであろう。石神遺跡出土木簡には持統四年の庚寅年籍作成以前の年籍を有する木簡が存するが、「養米」貢進者など一般の人民にも氏姓を有する事例が見受けられ（f・mなど）、庚午年籍による定姓・人民把握の進展を如実に物語るものである。また1は年次不明であるが、立丁と厮丁のペアとして登場する人々、即ち仕丁の中にも連姓や部姓など様々な出自を持つ者がいたことが知られる。

さて、こうした豪族の内部構造や部民その他の地方人民の掌握が強化されるとともに、天智朝末年には中央官制の変革にも着手されることになる。『書紀』天智十年正月癸卯条に見える太政大臣大友皇子、左大臣蘇我赤兄（大錦上）、右大臣中臣金（大錦上）、御史大夫（大納言カ）蘇我果安・巨勢人（大錦下）・紀大人という近江朝廷の太政官制施行である。正月是月条には亡命百済人への冠位授与が記されており、各人の名前とその専門分野を掲げると、次のようになる。

大錦下 余自信

沙宅紹明 〔法官大輔〕法官

小錦下 鬼室集斯 〔学職頭〕大学寮（天武四年正月丙午朔条）

大山下 谷那晋・木素貴子・憶礼福留・答埴春初〔閑兵法

埴日比子賛波羅金羅金須

鬼室集信

小山上 徳頂上・吉大尚 〔解薬〕外薬寮（天武四年正月丙午朔条）

許率母 〔明五経〕大博士率母

（天武六年五月甲子条）

角福牟 〔閑於陰陽〕陰陽寮（天武四年正月丙午朔条）

小山下 五十余人

周知のように、近江朝廷はこの直後の壬申の乱で崩壊するが、太政官制は太政官に相当する官職の任命のみでは機能せず、実務を担う者の存在が不可欠であったと思われる。その一部はこれら亡命百済人が登用された可能性が高く、『懐風藻』の大友皇子伝に「広延」学士沙宅紹明・塔本春初・吉大尚・許率母・木素貴子等、以為「賓客」とあるのは、その点を示唆するものであろう。

ここに登場する人々のうち、法官大輔と注記される沙宅紹明は、『書紀』天武二年閏六月庚寅条に「大錦下百済沙宅紹明卒。為」人聰明叡智、時称「秀才」。於是、天皇驚之、降」恩以贈」外小紫位。重賜」本國大佐平位。」と、死去記事があるので、法官という部署は天智朝末〜天武朝初には設置されていた可能性が高いと見なされよう。法官は天武朝の六官の一つで、『書紀』天武七年十月己酉条では考選結果を法官に送るべ

きことが令されており、式部省の前身官司としての活動が窺われる。またその他の人々の専門分野に関連する官司も天武朝初年には見えており、沙宅紹明や許率母などと同様に、壬申の乱後の天武朝においても亡命百済人が重用されていたことが推定されるのである。

天武朝の六官とは、『書紀』朱鳥元年九月条の天武天皇の殯宮における誅奏上の序列で掲げると、法官、理官、大蔵、兵政官、刑官、民官ということになり、ここに民官が登場する訳である。部民制に関して言えば、Gが部民制廃止を示すものであった。上述の法官や亡命百済人が任命されたと思われる官司はG以前に見えており、兵政官も天武三年四月には所見している。この間、天武朝初年に大幅な官制整備が行われた形跡はなく、当初は天智朝末の制度を継承・発展していったものと考えられる。とすると、民官も天智朝末〜天武朝初には存在したことが想定できよう。前二章で検討した民官・民部省の役割との関係からは、民官カキノツカサはやはり「民部（カキ）」と密接なつながりを有するものであり、部民制的収取の中の仕丁の差発・資養を掌握する官司として、甲子宣や庚午年籍による部民制的収取の把握進展の中で構築されたのではないかと思われる。その役割はGの部民制廃止によってさらに重要になり、六官の一つとして確立するものと見るのである。

前章でも触れたように、民官就任者の帯冠から考えて、六官中の民官の位置づけは刑官とともに低かったものと思われる。天武殯宮における誅奏上の順序も、九月二十七日壬生事、諸王事、宮内事、左右大舍人事、左右兵衛事、内命婦件、膳職事、二十八日太政官事、法官事、理官事、大蔵事、兵政官事、二十九日刑官事、民官事、諸国司事、大隅・阿多集

人、倭・河内馬飼部造、三十日百濟王氏、国造という全体の中では、中央官司機構において天皇と最も疎遠な位置づけにあったことがわかる。そこには仕丁という労働力の管理に与るといふ、天皇の日常からは遠くに存する民官の役割が反映されていると解されるのである。

むすびにかえて

小稿では石神遺跡出土木簡に触発されて、部民制的収取の変遷・展転の過程や民官の成立とそこでの管理のあり方などを検討した。甲子宣の「民部」を民部省と結びつけて説明することは、「大化改新」をめぐる論争の中で早くに原秀三郎氏が提起されているところである。⁵⁶⁾ 私は原氏の部民制に関する理解や甲子宣の民部の説明は支持し難いと考えるが、民部（カキ）と民官が関連するものであるとする着眼点は継承したいと思う。但し、原氏は民部省の中心的職掌を戸籍の掌握と見なし、ここから「民部」カキへを戸籍に登録された国家所有の人民と解されているのであるが、民官の基本的職掌を庸と仕丁の管理にあると考えれば、この部民制的収取の掌握を引き継ぐ官司として、カキノツカサ、カキベノツカサが成立したのだと見るのが正しいであろう。

数千点と推算される石神遺跡出土木簡の全容解明は今後の課題であり、また近年飛鳥京跡中枢部の発掘も進展し（二五一・一五二次調査）、新たな知見の付加が期待されるところである。七世紀史の中心舞台としての飛鳥の諸相がさらに明らかにになり、考察を深化する機会が得られることを期して、ひとまずは擱筆することにした。

註

- (1) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一一～一八、『木簡研究』一一・一三・一五・一六・一八・二〇・二二・二三・二五号、奈良県立橿原考古学研究所編『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』（学生社、二〇〇二年）、『飛鳥京跡』二（奈良県教育委員会、一九八〇年）など。
- (2) 鐘江宏之「七世紀の地方社会と木簡」『日本の時代史』3倭国から日本へ、吉川弘文館、二〇〇二年）、拙稿「国宰、国司制の成立をめぐる」『歴史評論』六四三、二〇〇三年）などを参照。
- (3) 八木充「研究史 飛鳥藤原京」（吉川弘文館、一九九六年）、林部均『古代宮都形成過程の研究』（青木書店、二〇〇一年）、小澤毅『日本古代宮都構造の研究』（青木書店、二〇〇三年）など。
- (4) 七世紀史の概観としては、拙稿「倭国から日本へ」『日本の時代史』3倭国から日本へ、吉川弘文館、二〇〇二年）を参照。
- (5) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一七・一八（以下、木簡を引用する場合は、飛十冊数・木簡番号または頁数で出典を略記する）、『奈良文化財研究所紀要』二〇〇三（奈良文化財研究所、二〇〇三年）、市大樹「明日香村石神遺跡 最古の暦」『考古学ジャーナル』五一三、二〇〇四年）など。以下、木簡の内容理解は概ね奈文研紀要の見解に依拠する。なお、紀要一二五頁では、「乙丑年」は文字としてはまちがいないが、飛鳥池遺跡出土の丁丑年銘木簡（飛一三―一三頁）と法量・形状が相似し、「丁丑年」（天武六〇六七）の書き誤りであったと見る余地もない訳ではない旨が指摘されているが、やはり紀要に記されているように、安易な文字訂正は慎むべきであり、一応は現況の文字を信頼しておく必要がある。
- (6) 拙稿「評司・国造とその執務構造」『東洋大学文学部紀要』史学科篇三〇、二〇〇五年）。

- (7) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と斎観」『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。
- (8) 仁藤敦史「倭京から藤原京へ」『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年。
- (9) 岸俊男「木簡と大宝令」『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。
- (10) 今泉隆雄「文書木簡の廃棄と計会制度」『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年)によると、文書木簡は一定期間で廃棄されるので、年代の幅が限定される。また事務内容を窺わせる材料になり、遺跡・遺構の性格決定に有用である。一方、荷札木簡は物品によっては長く保管され、年代決定に即結びつかないし、他の場所からの搬入という要素も考慮しておく必要がある。したがって荷札木簡しかない場合はやむを得ないが、文書木簡もある場合は、文書木簡を優先する所以である。
- (11) 拙稿「二条大路木簡と門の警備」『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (12) 註(5) 奈文研紀要一二二頁は、飛₁1755号(飛₁1756頁で釈文訂正)の「漆ア佐俾支治奉牛卅」により、「治」が貢進の意で用いられる例があるとし、「上」を「たてまつる」と訓んでいる。
- (13) 里の徴税単位としての性格については、佐々木恵介「律令里制の特質について」『史学雑誌』九五の二、一九八六年)を参照。「五十戸」と部民制的収取との関係については後述したいが、とりあえず岸俊男「白髪部五十戸」の貢進物付札」(註(9) 書)を参照されたい。
- (14) 岸註(9) 論文。
- (15) 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡』一(解説)(一九七八年)、東野治之「藤原宮木簡にみえる無姓者」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)、拙稿「荷札木簡の研究課題」(註(11) 書)など。
- (16) 狩野久「庸米付札について」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年)。なお、一俵の斗量の変遷に関しては、榎木謙周「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」『木簡研究』二一、一九九九年)を参照。
- (17) 参河国幡豆郡礮泊郷に比定される「之者津五十戸」の荷札に、「建公ア御加塩又建公ア□」という記載があり(飛₁1756号)、これを塩の荷札とすれば、延喜主計上式によると、参河国には庸の塩の貢上があるから、庸塩の貢進に関わるものと見ることができよう。但し、これは人名の可能性が高く、保留しておきたい。
- (18) 賦役令調庸物条「凡調庸物、毎年八月中旬起輸。近国十月卅日、中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖。其調糸、七月卅日以前輸訖。」とあるが、このような近・中・遠国の区分や貢納期日は大宝令制で成立したものと考えられる。藤原宮木簡にも若狭国から四月に塩を貢上した木簡があり(『藤原宮木簡』一一一四六号)、調庸の貢進期限は定まっていなかったと見なされる。
- (19) 拙稿「評制下の国造に関する一考察」『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (20) 笹山晴生「日本古代の軍事組織」『古代史講座』五、学生社、一九九二年)。
- (21) 鬼頭清明「平城宮出土の衛士木簡」、「仕丁関係の木簡について」『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年)。
- (22) 佐藤信「習書と落書」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年)、拙稿「平城宮跡の墨書土器」(註(11) 書)など。
- (23) 弥永貞三「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年)、榎木謙周「律令制人民支配と労働力編成」、「上京役丁の給養システム」『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年)など。
- (24) 榎木謙周「天平一七年大粮申請文書の基礎的研究」(註(23) 書)。

(25) 『書紀』持統三年四月己酉条「詔、諸司仕丁、一月放^二飯四日^一。」とあり、仕丁の待遇整備が図られている。

(26) 橋本裕「衛士制の運用をめぐる」、『ヒストリア』七三、一九七六年。

(27) 古瀬奈津子「律令官制成立史についての一考察」、『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年。

(28) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)。

(29) 石上英一「大蔵省成立史考」、『日本古代の社会と経済』上巻、吉川弘文館、一九七八年。

(30) 大津透 a 「律令收取制度の特質」、『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)、b 「唐律令国家の予算について」、『史学雑誌』九五の一、一九八六年)。

(31) 石上註(29) 論文。

(32) 松原弘宣「采女資養法について」、『日本歴史』三二三、一九七四年)。

(33) 誄を奏した人物が各官司の次官クラスであったと推定されることは、倉本一宏「天武天皇殯宮に誄した官人」、『日本古代国家成立期の政権構造』吉川弘文館、一九九七年)を参照。

(34) 石上註(29) 論文。

(35) 鎌田元一「律令制的土地制度と田籍・田図」、『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年)。なお、吉川敏子「日本最古の田図か」、『日本史研究』四八六、二〇〇三年)によると、平城京跡左京二条二坊六坪出土の漆紙文書は、天平十二年以前の田図である可能性が指摘されており、田図の成立は通説の天平十四年班田図とするのよりも遡るのかもしれない。

(36) 大津註(30) a 論文。

(37) 東京国立博物館編『法隆寺献納宝物銘文集』(吉川弘文館、一九九九年)。

(38) 岸註(13) 論文。

(39) 最近の研究としては、井上勝博「仕丁制の創出について」、『ヒストリア』一四一、一九九三年)がある。

(40) 拙稿「評の成立と評造」(註(19) 書)、註(6) 拙稿などにおいて、概括的な見解は述べている。

(41) 武光誠『研究史 部民制』(吉川弘文館、一九八一年)。

(42) 鎌田元一「部」についての基本的考察、「部民制の構造と展開」、『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年)。なお、朝廷の職掌分担に関わる部名以外の部名が王宮名に関連するものであることについては、狩野久「部民制」(註(16) 書)を参照。

(43) 大津透「律令国家と畿内」(註(30) 書)、八木充「国造制の構造」、『岩波講座日本歴史』二、岩波書店、一九七五年)。

(44) 門脇禎二「蘇我本宗家滅亡事件」、『大化改新』史論』上巻、思文閣出版、一九九一年)。

(45) 註(4) 拙稿。

(46) 大津註(43) 論文は、田之調・調副物や仕丁・采女などは畿外のみのも負担であり、戸別之調が畿内において戸別に賦課した租税であると見ている。

(47) 井上註(39) 論文は、難波宮造営に伴う労働力不足に対して、従来のように中央豪族が個別に引率するのではなく、「国家民」として「仕丁」を「献」上するという形がとられた点に、伝統性とともに革新性があるものと見ている。但し、私見はまだ「国家民」創出には直結していないと見る点で、この理解とは異なる。

(48) 註(19) 拙稿、拙著『白村江』以後』(講談社、一九九八年)。

(49) 以下の部民制廃止の過程や天智・天武朝に関する理解は、註(4)拙稿を参照。

(50) 原秀三郎「大化改新批判序説」『日本古代国家史研究』東京大学出版会、一九八〇年。

(もり・きみゆき 東洋大学文学部教授)